

令和4年第10回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和4年11月8日(火)

午後1時30分開会

第2庁舎8階 801会議室

日程	議 題	
第1		会議録署名委員の指名
第2	議案第26号	小金井市立図書館規則の一部を改正する規則
第3	協議第3号	教育に関する事務に係る予算に対する意見について
第4	報告事項	1 令和4年第3回小金井市議会定例会について
		2 その他
		3 今後の日程について
第5	代処第26号	職員の分限処分に関する代理処理について

議案第26号

小金井市立図書館規則の一部を改正する規則

小金井市立図書館規則の一部を別紙のように改正する。

令和4年11月8日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

(提案理由)

個人の貸出登録の要件を見直すことに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市立図書館規則の一部を改正する規則

小金井市立図書館規則（昭和40年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条から第10条までを次のように改める。

（個人登録）

第4条 個人の貸出登録（以下「個人登録」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に在住し、通勤し、又は通学する者（以下「市内利用者」という。）
- (2) 相互利用協定を結んだ市に在住する者
- (3) その他館長が特に必要と認める者

2 個人登録をしようとする者は、前項の事実を証する書類等を提示（15歳以下の者（乳児、幼児及び義務教育就学児に限る。）は不要）し、利用カード申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を提出しなければならない。

3 個人登録の有効期間は、登録日から4年間とする。

4 館長は、申込書を受けたときは、個人登録を行い、小金井市立図書館利用カード（様式第2号。以下「利用カード」という。）を交付する。

5 利用カードの交付を受けた者は、申込書の事項に変更があった時は、その旨を館長に届け出なければならない。

6 利用カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

（利用カードの再交付等）

第5条 利用カードの交付を受けた者は、利用カードを破損し、又は紛失したときは、直ちに館長に届け出なければならない。

2 前項の届出をした者は、利用カードの再交付を受けることができる。ただし、再交付を受けた場合、再交付以前に交付した利用カードは失効する。

3 前条第2項の規定は、利用カードの再交付について準用する。

（個人登録の更新）

第6条 個人登録の有効期間の更新（以下「更新」という。）をしようとする者は、第4条第1項の事実を証する書類等を提示（15歳以下の者（幼児及び義務教育就学児に限る。）は不要）し、申込書を提出しなければならない。

2 更新をしたときの個人登録の有効期間は、更新を行った日から4年間とする。

(個人登録の取消し)

第7条 館長は、個人登録をした者が第4条第1項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、個人登録を取り消すものとする。

(貸出し)

第8条 図書(視聴覚資料及び電子書籍(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))によって作成された図書館資料のうちインターネットによる利用が可能なものをいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)の貸出しを受けようとする者は、利用カードにより貸出しの手続を行わなければならない。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(貸出点数)

第9条 利用カードによって1人が同時に貸出しを受けることのできる図書の数は、制限しない。ただし、視聴覚資料については1人につき5点まで、電子書籍については市内利用者に限り貸し出すものとし、1人につき2点までとする。

(貸出期間)

第10条 図書の貸出しの期間は、3週間(視聴覚資料及び電子書籍は、2週間)以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第12条を第21条とする。

第11条中「本館に」を削り、同条を第20条とし、第10条の次に次の9条を加える。

(貸出期間の延長)

第11条 図書の貸出期間の延長の申出は、返却期限の前1週間以内に受け付けし、返却期限日から1週間(電子書籍は、申出をした日から2週間)延長することができる。ただし、貸出し中の図書が次の各号のいずれかに該当するときは、除く。

- (1) 該当図書に予約があるとき。
- (2) 視聴覚資料
- (3) 他市等の図書館からの借用図書
- (4) その他館長が延長を不相当と認めるとき。

2 前項に規定する貸出期間の延長は、1回とし、再延長は認めない。

(貸出禁止図書)

第12条 館長は、参考資料、郷土資料その他貸出しが不相当と認められる図書については、貸出しを禁止することができる。ただし、当該貸出禁止図書については、

次の開館日の開館時間30分後までに返却することを条件に、閉館時間30分前から一夜貸しをすることができる。

(予約)

第13条 図書館が所蔵する図書の予約は、個人登録を受けた者が申し込むことができる。ただし、電子書籍の予約については、市内利用者に限る。

2 図書館が所蔵しない図書(視聴覚資料、電子書籍その他館長が対象外とする資料を除く。)の予約は、個人登録を受けた市内利用者が申し込むことができる。

(予約の件数)

第14条 個人登録を受けた者が予約できる図書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を限度とする。

(1) 図書(電子書籍を除く。) 10点(ただし、視聴覚資料は5点)

(2) 電子書籍 2点

(予約資料及び取り置き期間)

第15条 予約した図書(以下「予約資料」という。)が受取場所として指定された図書館に用意されてから、当該図書館に取り置く期間(以下「取り置き期間」という。)は、原則として予約資料が用意された日の翌日から8日間(休館日を除く。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、予約した電子書籍の取り置き期間は、当該電子書籍の貸出しを受けることが可能になった日の翌日から7日間とする。

(団体登録)

第16条 市内に所在する学校、事業所、地域団体その他館長が適当と認める団体は、団体の貸出登録を行うことで図書の貸出しを受けることができる。

(入館禁止)

第17条 館長は、伝染性の疾患のある者又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある者に対しては、入館を拒否することができる。

(図書の弁償)

第18条 館長は、図書を紛失し、破損又は汚損した者に対して、同一の図書又はそれに類似した図書により弁償させることができる。

(貸出しの制限等)

第19条 館長は、個人登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、図書の貸出し、予約等を制限することができる。

(1) 利用カードを他人に貸与し、又は譲渡したとき。

- (2) 図書の返却を怠ったとき。
- (3) 図書の弁償を怠ったとき。
- (4) その他館長が適当と認めた場合
様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第4条、第6条関係)

リヨウ モウシヨ
利用カード申込書

(新規・更新・変更・再発行)
(氏名・住所・電話)

在住・在学・在勤・協定市

利用カードNO.

登録日 年 月 日 受付 ()

フリガナ					生年月日(元号・西暦どちらでも可)
名前	姓	名	年	月	日
電話番号	① 日中連絡が可能な電話		自宅 勤務先	携帯 その他	()
	② ①以外で連絡可能な電話 ①が携帯の方は必ずご記入ください。		自宅 勤務先	携帯 その他	()
住所	〒			町 丁目	番 号
	市・区		(マンション・アパート名)		
保護者 (中学生以下の人)	(名前)		(電話)		
	(住所)				
※住所が小金井市外 (在勤・在学・その他) の方はご記入ください。					
勤務先・学校	(名称)		(電話)		
	(所在地)		内線		
※学生等の方で帰省先のある方はご記入ください。					
帰省先	(住所)		(電話)		
※職員記入欄	証明書類	免許証・保険証・その他()			

様式第2号中「第8条」を「第5条、第8条、第9条、第19条」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年11月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の第4条第2項又は第6項の規定により交付（再交付を含む。以下同じ。）されている利用カードは、改正後の第4条第4項又は第5条第2項の規定により交付された利用カードとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に貸出し、貸出期間の延長の申出又は予約の申込みを受けている図書については、この規則による改正後の小金井市図書館規則の相当規定に基づいて手続が行われたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の第4条第2項又は第6項の規定により利用カードの交付を受けている者で、改正後の第4条第1項各号のいずれにも該当しないもの（以下「個人登録要件非該当の者」という。）の利用カードは、令和5年3月31日をもって失効する。
- 5 個人登録要件非該当の者がこの規則の施行の日以後に更新しようとするときの更新後の有効期間は、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。この場合において、同条第1項に規定する書類等の提示は求めないものとする。
- 6 個人登録要件非該当の者の図書の貸出し及び貸出期間の延長の申出は、令和5年3月31日まで受け付けるものとする。
- 7 個人登録要件非該当の者の図書の予約の申込みは、令和5年3月31日まで受け付けるものとする。この場合において、予約した図書の取り置き期間は、令和5年3月31日までとする。

小金井市立図書館規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考
<p><u>(個人登録)</u> <u>第4条 個人の貸出登録(以下「個人登録」という。)をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u> <u>(1) 市内に在住し、通勤し、又は通学する者(以下「市内利用者」という。)</u> <u>(2) 相互利用協定を結んだ市に在住する者</u> <u>(3) その他館長が特に必要と認める者</u> <u>2 個人登録をしようとする者は、前項の事実を証する書類等を提示(15歳以下の者(乳児、幼児及び義務教育就学児に限る。)は不要)し、利用カード申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を提出しなければならない。</u> <u>3 個人登録の有効期間は、登録日から4年間とする。</u> <u>4 館長は、申込書を受けたときは、個人登録を行い、小金井市立図書館利用カード(様式第2号。以下「利用カード」という。)を交付する。</u> <u>5 利用カードの交付を受けた者は、申込書の事項に変更があった時は、その旨を館長に届け出なければならない。</u> <u>6 利用カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</u></p>	<p><u>(貸出し)</u> <u>第4条 図書の貸出し(視聴覚資料及び電子書籍(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))によって作成された図書館資料のうちインターネットによる利用が可能なものをいう。以下同じ。)の貸出しを含む。以下この条及び次条において同じ。)を受けようとする者は、利用カード申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)の交付を受け、貸出しの手続をとらなければならない。ただし、館長が、特に認めるときは、この限りでない。</u> <u>2 前項の申込書を受理した者に限り、小金井市立図書館利用カード(様式第2号。以下「利用カード」という。)を交付する。</u> <u>3 図書の貸出しは、すべて利用カードに基づき行わなければならない。</u> <u>4 利用カードによって1人が同時に借用することのできる図書の数は制限しない。ただし、視聴覚資料については、来館者1人につき5点までとする。</u> <u>5 前項の規定にかかわらず、電子書籍については、市内に在住し、通勤し、又は通学する者に限り貸出しできるものとし、1人につき2点までとする。</u> <u>6 利用カードを破損し、又は紛失したときは、直ちに館長に届け出て、再交付を受けなければならない。</u> <u>7 前項の再交付を受けた場合、再交付以前に交付した利用カードを無効とする。</u></p>	

(利用カードの再交付等)

第5条 利用カードの交付を受けた者は、利用カードを破損し、又は紛失したときは、直ちに館長に届け出なければならない。

2 前項の届出をした者は、利用カードの再交付を受けることができる。ただし、再交付を受けた場合、再交付以前に交付した利用カードは失効する。

3 前条第2項の規定は、利用カードの再交付について準用する。

(個人登録の更新)

第6条 個人登録の有効期間の更新(以下「更新」という。)をしようとする者は、第4条第1項の事実を証する書類等を提示(15歳以下の者(幼児及び義務教育就学児に限る。))は不要)し、申込書を提出しなければならない。

2 更新をしたときの個人登録の有効期間は、更新を行った日から4年間とする。

(個人登録の取消し)

第7条 館長は、個人登録をした者が第4条第1項に規定する要件に該当しなくなつたと認めるときは、個人登録を取り消すものとする。

(貸出し)

第8条 図書(視聴覚資料及び電子書籍(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))によって作成された図書館資料のうちインターネットによる利用が可能なものをいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)の貸出しを受けようとする者は、利用カードにより貸出しの手続を行わなければならない。ただし、館長が特に必要と認められた場合は、この限りでない。

(貸出点数)

(貸出期間)

第5条 図書の貸出しの期間は、3週間以内(視聴覚資料及び電子書籍の場合は、2週間以内)とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出禁止図書)

第6条 館長は、参考資料、郷土資料その他貸出しが不適当と認められる図書については、貸出しを禁止することができる。ただし、当該貸出禁止図書についても、次の開館日の開館30分後までに返却できることを条件に、閉館30分前から一夜貸しをすることができる。

(入館禁止)

第7条 館長は、伝染性の疾患のある者又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある者に対しては、入館を拒否することができる。

(図書の返却)

第8条 館長は、図書を紛失し、又は破損した者に対して、同一の図書又はそれに類似した図書を代償させることができる。

2 図書の返却を怠った者に対しては、利用カードの効力を制限し、又はその利用カードを無効とし、以後利用カードを交付しないことができる。

(団体貸出し)

第9条 利用カードによって1人が同時に貸出しを受けることのできる図書の数は、制限しない。ただし、視聴覚資料については1人につき5点まで、電子書籍については市内利用者に限り貸し出すものとし、1人につき2点までとする。

(貸出期間)

第10条 図書の貸出しの期間は、3週間（視聴覚資料及び電子書籍は、2週間）以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出期間の延長)

第11条 図書の貸出期間の延長の申出は、返却期限の前1週間以内に受け付けし、返却期限日から1週間（電子書籍は、申出をした日から2週間）延長することができる。ただし、貸出し中の図書が次の各号のいずれかに該当するときは、除く。

- (1) 該当図書に予約があるとき。
- (2) 視聴覚資料
- (3) 他市等の図書館からの借用図書
- (4) その他館長が延長を不相当と認めるとき。

2 前項に規定する貸出期間の延長は、1回とし、再延長は認めない。

(貸出禁止図書)

第12条 館長は、参考資料、郷土資料その他貸出しが不相当と認められる図書については、貸出しを禁止することができる。ただし、当該貸出禁止図書については、次の開館日の開館時間30分後までに返却することを条件に、閉館時間30分前から一夜貸しをすることができる。

(予約)

第13条 図書館が所蔵する図書の予約は、個人登録を受けた者が申し込むことができる。ただし、電子書籍の予約に

第9条 学校、その他の公の施設又は職域団体並びに地域団体等で図書の貸出し（以下「団体貸出」という。）を受けようとするときは、第4条（第4項を除く。）の規定に基づき、申し込まなければならない。

(団体貸出期間)

第10条 団体貸出期間は、3か月以内とする。

については、市内利用者に限る。

2 図書館が所蔵しない図書（視聴覚資料、電子書籍その他館長が対象外とする資料を除く。）の予約は、個人登録を受けた市内利用者が申し込むことができる。

（予約の件数）

第14条 個人登録を受けた者が予約できる図書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を限度とする。

(1) 図書（電子書籍を除く。） 10点（ただし、視聴覚資料は5点）

(2) 電子書籍 2点

（予約資料及び取り置き期間）

第15条 予約した図書（以下「予約資料」という。）が受取場所として指定された図書館に用意されてから、当該図書館に取り置く期間（以下「取り置き期間」という。）は、原則として予約資料が用意された日の翌日から8日間（休館日を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、予約した電子書籍の取り置き期間は、当該電子書籍の貸出しを受けることが可能になった日の翌日から7日間とする。

（団体登録）

第16条 市内に所在する学校、事業所、地域団体その他館長が適当と認める団体は、団体の貸出登録を行うことで図書の貸出しを受けることができる。

（入館禁止）

第17条 館長は、伝染性の疾患のある者又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある者に対しては、入館を拒否することができる。

（図書の弁償）

第18条 館長は、図書を紛失し、破損又は汚損した者に対して、同一の図書又はそれに類似した図書により弁償させ

ることができる。

(貸出しの制限等)

第19条 館長は、個人登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、図書の貸出し、予約等を制限することができる。

(1) 利用カードを他人に貸与し、又は譲渡したとき。

(2) 図書の返却を怠ったとき。

(3) 図書の弁償を怠ったとき。

(4) その他館長が適当と認めた場合

(図書の寄贈)

第20条 図書を寄贈しようとする者は、その目録を添えて提出しなければならない。

(委任)

第21条 省略

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年11月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の第4条第2項又は第6項の規定により交付(再交付を含む。以下同じ。)されている利用カードは、改正後の第4条第4項又は第5条第2項の規定により交付された利用カードとみなす。

3 この規則の施行の際現に貸出し、貸出期間の延長の申出又は予約の申込みを受けている図書については、この規則による改正後の小金井市図書館規則の相当規定に基づいて手続が行われたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に改正前の第4条第2項又は第6項の規定により利用カードの交付を受けている者で、改正後の第4条第1項各号のいずれにも該当しないもの(以

(図書の寄贈)

第11条 図書を本館に寄贈しようとする者は、その目録を添えて提出しなければならない。

(委任)

第12条 省略

下「個人登録要件非該当の者」という。)の利用カードは、令和5年3月31日をもって失効する。

- 5 個人登録要件非該当の者がこの規則の施行の日以後に更新しようとするときの更新後の有効期間は、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。この場合において、同条第1項に規定する書類等の提示は求めないものとする。
- 6 個人登録要件非該当の者の図書の貸出し及び貸出期間の延長の申出は、令和5年3月31日まで受け付けるものとする。
- 7 個人登録要件非該当の者の図書の予約の申込みは、令和5年3月31日まで受け付けるものとする。この場合において、予約した図書の取り置き期間は、令和5年3月31日までとする。

様式第1号 (第4条、第6条関係)

リョウモクシヨ
利用カード申込書

(新規・更新・変更・再発行)
(氏名・住所・電話)

在住・在学・在勤・協定市

利用カードNO.

登録日 年 月 日 受付 ()

フリガナ			生年月日(元号・西暦どちらでも可)	
名前	姓	名	年	月 日
電話番号	① 日中連絡が可能な電話		自宅・携帯 勤務先・その他	()
	② ①以外で連絡可能な電話 ①が携帯の方は必ずご記入ください。		自宅・携帯 勤務先・その他	()
住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		町 丁目	番 号
	市・区		(マンション・アパート名)	
保護者 (中学生以下の人)	(名前)		(電話)	
	(住所)			
※住所が小金井市外(在勤・在学・その他)の方はご記入ください。				
勤務先・学校	(名称)		(電話)	
	(所在地)		内線	
※学生等の方で帰省先のある方はご記入ください。				
帰省先	(住所)		(電話)	
※職員記入欄	証明書類	免許証・保険証・その他()		

議案第26号資料 旧様式第1号

利用カード申込書 (新規・更新・変更・再発行)
(氏名・住所・電話)

利用カードNo.	9									登録日	年	月	日	受付 ()
----------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	---	---	---	--------

フリガナ					生年月日 (元号・西暦どちらでも可)
なまえ 名前	せい 姓			な 名	年 月 日
でん 電 話	① 日中連絡が可能な電話		自宅・携帯 勤務先・その他	()	
	② ①以外で連絡可能な電話 ①が携帯の方は必ずご記入ください。		自宅・携帯 勤務先・その他	※帰省先の場合は下記にご記入ください。	
じゅう 住 所	〒			-	
(マンション・アパート名)		市区		町	丁目
				番	号

※住所が小金井市外（在勤・在学・その他）の方はご記入ください。

勤務先・学校	(名称)	(電話)
	(所在地)	内線

※学生等の方で帰省先のある方はご記入ください。

帰省先	(住所)	(電話)
-----	------	------

旧利用カードNo.	9									パスワード 登録	済・未	証明 書類	免許証・保険証・ その他 ()
-----------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------	-----	----------	---------------------

協議第3号

教育に関する事務に係る予算に対する意見について

令和5年度小金井市一般会計歳入歳出予算のうち、教育に関する事務に係る予算に対する意見について協議を求める。

令和4年11月8日

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育に関する事務に係る予算に対する意見を提出するため、本意見について協議を求めるものであります。

教育に関する事務に係る予算に対する意見について（案）

1 学校教育分野

- (1) 学校運営に係る指導・支援体制等の整備について
- (2) 学校設備等の計画的な整備について

2 生涯学習分野

- (1) 放課後子ども教室及び生涯学習活動の充実について
- (2) 生涯学習施設の整備等について

令和4年第3回小金井市議会定例会（教育委員会関係）

学校教育部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的内容等
1	吹春 やすたか 議員	自由民主 党・信頼 の小金井	小金井市の子ども達への対応について問う。 ①多様化する社会と様々な犯罪から子ども達を守る備えを拡充させないか。
2	小林 正樹 議員	小金井市 議会公明 党	AED（自動体外式除細動器）の更なる活用について ①日中、市内で活動をしている中学生にAEDの理解を広めないか。
3	遠藤 百合子 議員	自由民主 党・信頼 の小金井	薬物乱用防止を更に推進していくために ①教育委員会の取り組みは。
4	宮下 誠 議員	小金井市 議会公明 党	小・中学校にて、外部専門家による授業を拡大しないか ①改訂された学習指導要領における「社会に開かれた教育課程」の意味するところは。②先進市の取り組みについて。③市内の小・中学校の取り組み状況は。④社会の仕組みの理解促進やキャリア教育の観点から、社会保険労務士にも授業参加していただいているかどうか。
5	岸田 正義 議員	みらいの こがねい	子どもが子どもらしく、のびのびと育つまちづくりについて ①不登校支援について ・不登校の現状について。・オンライン授業について。・生徒会活動とのかかわりは。・フリースクール等民間支援施設補助について。
6	渡辺 ふき子 議員	小金井市 議会公明 党	介護者支援の充実を ①ヤングケアラーの実態調査と今後の取り組みについて。
7	坂井 えつ子 議員	緑・つな がる小 金井	気候危機対策はまったなし！ ①学校施設の電力を再生可能エネルギー100%電力に切り替えよう ・環境教育の実施状況は。・教員の研修や、教材開発、教育研究の状況は。・学校施設への再生可能エネルギー100%電力への切り替えを。・学校施設整備方針における「省エネ」「創エネ」の取り組みは。
8	白井 亨 議員	小金井を おもしろ くする会	不登校の学びの機会格差をなくそう ①不登校、または不登校傾向の子どもたちとご家庭の実情をどこまで把握できているか。②校内フリースクール設置やICT活用、アウトリーチでの学習支援について実態と今後は。③民間フリースクール等に通うご家庭への経済的支援の検討状況は。④教育委員会として、民間・団体との連携の仕組みを構築することが必要ではないか。
9	たゆ 久貴 議員	日本共産 党小金井 市議団	学生・若者への生活支援策を求める
10	安田 けいこ 議員	生活者 ネット ワーク	公立中学校の状況について ①今年度都立高校入試に初めて導入される「英語スピーキングテスト」とは。②通知表の所見欄の記述を割愛することについて。③9/27国葬に際し、国や都から黙祷等を促すことについて。
11	片山 かおる 議員	市民と いっしょ にカエル 会	LGBTQへの理解の取り組みとパートナーシップ制度の充実 ①学校での生徒指導提要の改訂に基づく、LGBTQへの理解を求める取り組みの検討は。

生涯学習部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的内容等
1	小林 正樹 議員	小金井市 議会公明 党	F C東京の株主自治体として市民全体がメリットを感じられる取り組みを。 ①株主となっている6自治体と議会のF C東京との取り組みについて問う。②他の自治体を参考に、小金井市でも更なる取り組みを実施しないか。
2	村山 ひでき 議員	みらいの こがねい	名勝 小金井桜100周年を迎える前に ①市民参加の(仮称)記念イベント合同実行委員会について。②「名勝」としての景観のために。
3	沖浦 あつし 議員	みらいの こがねい	スポーツ環境整備へ ①上水公園運動施設(市営グラウンド)の備品の新調(更新)について、人工芝化の検討について、「安定して市民利用できる人口芝グラウンドを市内に1つ!!」
4	坂井 えつ子 議員	緑・つな がる小金 井	文化財センターの建物や収蔵文化財は適切に維持管理をしよう ①数年前から、文化財センター出入口付近の壁の下部が朽ちているため、修繕を提案してきたが、今もそのままになっている。改めて、修繕を行うことを求める。②男性用トイレが使えなくなっているのはいつからか。いつ修理するのか。③開設30年が経過し、古文書を含めた文化財について、十分な保管面積の確保が課題となっている。その後の検討は。④文化財センター脇に、ブルーシートに包まれ、野外で”保管”されていた土器のその後は。
5	森戸 よう子 議員	日本共産 党小金井 市議団	大問題になっている「統一協会」の被害から市民を守るために ①反社会的団体への集会施設等の貸し出し等について。

令和5年度小学校学級数及び児童数推計(三小の学区調整前との比較)

(単位:学級、人)

小学校	新1年					新2年					新3年					新4年		新5年		新6年		計					
	調整前		→	調整後		調整前		→	調整後		調整前		→	調整後								調整前		→	調整後		
	学級数 (35)	児童数	変更児童数	学級数 (35)	児童数	学級数 (35)	児童数	変更児童数	学級数 (35)	児童数	学級数 (35)	児童数	変更児童数	学級数 (35)	児童数	学級数 (35)	児童数	学級数 (40)	児童数	学級数 (40)	児童数	学級数 (40)	児童数	学級数	児童数	変更児童数	学級数
通常の学級	一小	4	124	12	4	136	4	120	13	4	133	☆ 4	129	12	5	141	4	113	3	104	3	88	22	678	37	23	715
	二小	☆ 3	104	2	4	106	3	86	0	3	86	4	120	0	4	120	3	90	3	87	2	77	18	564	2	19	566
	三小	☆ 5	165	△ 26	4	139	☆ 6	189	△ 30	5	159	☆ 5	144	△ 14	4	130	5	151	5	161	4	140	30	950	△ 70	27	880
	四小	4	138		4	138	3	100		3	100	3	96		3	96	3	90	3	97	3	102	19	623		19	623
	東小	5	168	1	5	169	5	152	2	5	154	4	130	0	4	130	4	130	4	134	3	109	25	823	3	25	826
	前原小	3	95		3	95	3	88		3	88	4	111		4	111	4	111	3	90	3	108	20	603		20	603
	本町小	4	108		4	108	4	106		4	106	3	94		3	94	3	86	3	91	3	99	20	584		20	584
	緑小	4	129	11	4	140	4	123	15	4	138	4	117	2	4	119	4	117	4	130	3	108	23	724	28	23	752
	南小	4	111		4	111	4	106		4	106	3	102		3	102	4	113	3	95	3	83	21	610		21	610
	計	36	1,142	0	36	1,142	36	1,070	0	35	1,070	34	1,043	0	34	1,043	34	1,001	31	989	27	914	198	6,159	0	197	6,159
特別支援 固定学級	一小	-	3		-	3	-	3		-	3	-	4		-	4	-	1	-	3	-	3	3	17		3	17
	二小	-	5		-	5	-	4		-	4	-	4		-	4	-	3	-	4	-	4	3	24		3	24
	東小	-	4		-	4	-	4		-	4	-	2		-	2	-	6	-	4	-	1	3	21		3	21
	計	-	12		-	12	-	11		-	11	-	10		-	10	-	10	-	11	-	8	9	62		9	62
合計	36	1,154	0	36	1,154	36	1,081	0	35	1,081	34	1,053	0	34	1,053	34	1,011	31	1,000	27	922	207	6,221	0	206	6,221	

※1 表頭の「調整前」は、住民基本台帳抽出数をベースにした人数で、三小の指定校変更の弾力的運用による学区調整を加味しない推計学級数及び児童数を示す。

※2 表頭の「変更児童数」は、三小の指定校変更の弾力的運用による学区調整の人数である。なお、新2年、新3年の人数は、それぞれ入学時に変更した実績人数である。

※3 表頭の「調整後」は、住民基本台帳抽出数をベースにした人数に、三小の指定校変更の弾力的運用による学区調整を加味した推計学級数及び児童数を示す。

※3 表中の☆は、学区調整を行わなかった場合に、学級数の変動がある学校の学年を示す。

教育委員会の今後の日程

令和4年11月8日

会 議 名	日 時	場 所
市町村教育委員会研究協議会 第一ブロック（東日本）	11月10日（木） ・11日（金）	群馬県前橋市 前橋市民文化会館
令和4年 第11回教育委員会定例会	11月22日（火） 午後1時30分	801会議室
東京都市町村教育委員会連合会 第4ブロック研修会	12月15日（木） 午後2時00分	立川市 TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS
二十歳を祝う会	1月9日（月・祝） ①午前10時30分 ②午後 0時30分 ③午後 2時30分	小金井 宮地楽器ホール
令和5年 第1回教育委員会定例会	1月10日（火） 午後1時30分	801会議室